

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。



社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較

低

連携・結合の度合

高

		特徴	主な項目の比較			
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携		参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
	社会福祉協議会を通じた連携	○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉連携推進法人	➤ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ➤ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ➤ 社会福祉事業を行うことは不可	➤ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ➤ 社会福祉法人の経営基盤を強化するため必要な者	➤ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重(連携法人から貸付を受けた法人については、社員総会における全員一致の決議を必要とするなど)を定めることなどを定めることが望ましい)	➤ 限定なし(活動区域は指定)	➤ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
(法人レベル) 合併 (施設レベル) 事業譲渡	○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一體経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更につながるため合意形成に時間が要する。(合併は年間10件程度)	(合併) ・社会福祉法人(事業譲渡) ・限定なし	・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難	限定なし	・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による	

社会福祉連携推進法人に期待される役割について

地域共生社会への視点

- 地域共生社会の実現に向け、法人の施設種別を超えた取組を構想



経営基盤強化の必要性

- 人口減少、共同体機能の脆弱化といった地域ニーズの変化に対応し、安定的にサービスを提供するため、法人の持続可能な経営基盤の確保の方策を検討



選択肢のひとつとして

社会福祉連携推進法人の設立



同じ思いを持つ法人同士が連携し、創意工夫のある取組を
できるところから始めて着実に育てる

人口減少等の局面にあっても、未来へと繋がっていく地域づくりのプラットフォームへ

→ 厚生労働省としても、好事例を収集し、関係者の皆様の参考となるよう、積極的な情報発信をしてまいりたい。